

II 警報等発表時の対策

1 警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達

(1) 防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報入手

防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット等からの最新情報に注意し、夜間の際は必要職員の参集を求める。

(2) 市防災担当課や防災関係機関との連携

(3) 指示体制の確認

情報を正しく施設職員に伝えるため、施設長に指示体制を一本化し、施設長の不在時にも対応できるように副施設長が代理者となる。

(4) 職員・利用者へ定期的な情報提供

定期的な情報を職員や利用者へ伝え、施設内の不安を解消する。

(5) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、利用者の身体状況に応じて冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法(車イス・ストレッチャー・徒歩)を確認しておく。

(6) 警戒体制

- ア 気象警報に応じた警戒体制の準備…大雨警報、暴風警報、洪水警報、土砂災害警報
- イ 台風などによる豪雨時の河川氾濫などへの備え
- ウ 浸水防止用土嚢・止水板・金具、工具等の準備
- エ 車両を安全な場所へ移動

(7) 警戒すべきこと

- ア 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で注意報や警報等は急に発表されることがある。常時、警報等の情報に気を付ける。
- イ 危険な前ぶれ(前兆現象)を察知する
 - ・川の水かさが急激に上昇する。
 - ・水の濁り、流木などが流れてくる。
 - ・雨が降り続けているのに川の水位が下がっている。(鉄砲水の前兆)

2 警報発表時の役割分担別の準備

(1) 消火活動の準備(暴風警報の場合)

- ア 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限する。
- イ 火災発生を防ぐため、危険物の保管、設置について緊急チェックをする。

(2) 救護活動の準備

- ア 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているか点検をする。
- イ 担架、車イス、ストレッチャーなどの救護運搬用具が揃っているか確認する。
- ウ 利用者の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になった時に備える。

(3) 緊急物資確保の準備

(4) 生活用品の保護

(5) 避難誘導の準備

3 警報発表時の安全対策の実施

(1) 状況に応じた避難先の選定

- ア 施設内での待機・・・風水害に遭わないと判断される場合は、施設内の安全な場所で待機
- イ 避難地の選定・・・市災害対策本部から避難指示がある場合や、施設長が施設の立地条件により施設内に留まることが危険と判断した場合には、事前に選定した(高松ホーム・長生院)避難するか判断する。

(2) 避難手段と避難経路の選択

- ア 避難手段の準備・・・河川が氾濫した場合は、車での脱出は困難となる。車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川氾濫前の避難を検討し実行する。
- イ 避難経路の安全性確認・・・市災害対策本部やテレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意し、あらかじめ決めておいた安全な避難経路のうちから、どの道路で避難するかを選択しておき、万が一の場合に備える。
- ウ 誘導方法の確認・・・避難する必要があるときには、利用者の服装を点検し防寒などに対応できるか確認する。
- エ 避難名簿と安全確認・・・避難誘導は、利用者の氏名を名簿で確認しながら行う。また、悪条件の中での移動が予想されるため、その状況に応じて自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける。避難地に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合する。利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長へ報告する。

(3) 家族等への引継要否

- ア 引継要否の判断
施設長は、被害予想に基づき、施設の立地条件、利用者の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを判断する。
- イ 引取者等の記録
引取時の際、家族に直接引き渡すとともに、引渡者の氏名、住所、連絡先、時刻などの記録を必ず残す。